

平成23年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成23年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	－%	15.0%	
② 連結実質赤字比率	－%	20.0%	
③ 実質公債費比率	14.0%	25.0%	
④ 将来負担比率	－%	350.0%	

(注:「-」は、赤字または資金不足を生じていないため、当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成23年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

② 連結実質赤字比率について

平成23年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

③ 実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率は14.0%となっており、これは早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率

平成23年度の将来負担比率はない。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善をする事項

特に指摘すべき事項はない。

平成23年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付されて下記、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

① 水道事業 (法適用企業)

比率名	平成23年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	—%	20.0%	

② 公共下水道事業 (法非適用企業)

比率名	平成23年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	—%	20.0%	

③ 農業集落排水事業 (法非適用企業)

比率名	平成23年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	—%	20.0%	

④ 保養宿泊施設事業 (法非適用企業)

比率名	平成23年度	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	—%	20.0%	

(2) 個別意見

① 水道事業

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

② 公共下水道事業

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

③ 農業集落排水事業

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

④ 保養宿泊施設事業

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正改善をする事項

特に指摘すべき事項はない。